福岡県公報

平成二十七年三月三十一日
第三千六百八十一号
増刊①

目次

規則（第二十号・第二十一号）
○福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則の一部を改正する規則（建築指導課）……一
○福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（廃棄物対策課）……一
告示（第三百七十六号）
○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部を改正する告示（財政課）……一一
訓令（第二号－第四号）
○福岡県官報報告規程の一部を改正する訓令（行政経営企画課）……一一
○福岡県公印規程の一部を改正する訓令（行政経営企画課）……一三
○福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令（人事課）……一四
教育委員会
○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（教育庁教職員課）……一五
○福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令（教育庁総務課）……一六
人事委員会
○福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局任用課）……一七
正誤
○再掲（平成二十二年四月十四日福岡県公報第三千九十八号増刊①）中正誤……一八

規則

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

福岡県知事　小川　洋

福岡県規則第二十号

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則の一部を改正する規則

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則（昭和四十七年福岡県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条、第六条及び第十一条第一項から第四項まで」を「第十三条各号」に改める。

第二条の表福岡県建築都市部建築指導課の項を削る。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

福岡県知事　小川　洋

福岡県規則第二十一号

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号から第三号までを次のように改める。

一　申請者が個人である場合には、住民票の写し及び略歴を記載した登録申請者略歴書（様式第二号。以下「略歴書」という。）

二　申請者が個人である場合であつて、浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒812－0041　福岡市博多区吉塚八丁目２番15号　株式会社西日本新聞印刷　（電話 092－611－4431）

同一の能力を有しない未成年者であるときは、前号に掲げる図書、法定代理人の住民票の写し及び略歴書（当該法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書並びにその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）の住民票の写し及び略歴書）

三　申請者が法人である場合には、登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し及び略歴書

第三条第二項第四号を削り、同項第五号中「見取り図」を「見取図」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し及び住民票の写し

第三条第二項第六号中「提携をしている」の下に「こと、」を、「書類で」の下に「あつて、」を加える。

第五条中「区分に応じ、同表の中欄」を「区分により、必要に応じ同表の下欄」に、「同表の下欄に掲げる届出書」を「登録事項変更届出書（様式第五号）」に改め、同条の表を次のように改める。

区分	書類の種類
条例第三条第一項第一号に掲げる事項の変更	申請者若しくはその法定代理人が個人である場合であつてその氏名若しくは住所を変更するとき、又は当該法定代理人が法人である場合であつてその役員の氏名若しくは住所を変更するときにおいては、住民票の写し 申請者の法定代理人が法人である場合であつてその名称又は住所を変更するときにおいては、登記事項証明書 申請者の法定代理人が法人である場合であつてその役員を変更するときにおいては、登記事項証明書並びに新たに役員となつた者に係る住民票の写し、略歴書及び誓約書（様式第六号） 申請者の法定代理人を変更する場合においては、第三条第二項第二号に掲げる書類及び誓約書（新たに法定代理人になつた者が法人である場合においては、その役員の誓約書を含む。） 申請者が法人である場合であつてその名称又は住所を変更するときにおいては、登記事項証明書
条例第三条第一項第二号に掲げる事項の変更	営業所の所在地を変更する場合においては、営業所付近の見取図
条例第三条第一項第三号に掲げる事項の変更	登記事項証明書並びに新たに役員となつた者に係る住民票の写し、略歴書及び誓約書
条例第三条第一項第四号に掲げる事項の変更（条例第六条第一項に掲げる変更の場合を除く。）	
条例第三条第一項第五号に掲げる事項の変更	新たに浄化槽管理士となつた者に係る浄化槽管理士免状の写し及び住民票の写し

様式第一号（その一）を次のように改める。

様式第１号(その１)(第３条関係)

保健福祉環境事務所収受印	手　数　料			決裁欄	起案年月日		決裁年月日	
	番　号		出納員印					
	領収年月日							
	金　額				登録番号	第　　号		
					登録年月日			

登　録　申　請　書

福岡県　　保健福祉環境事務所長　殿

この申請書により、浄化槽保守点検業の登録の申請をします。

年　月　日　新規・更新

申請者	住所 電話番号(　　)　―	登録番号　第　　号 (新規の申請では記入する必要はない。)	印
	氏名又は名称(フリガナ)	代表者氏名(フリガナ)	

役員※の氏名及び役職名		
氏　名	役職名	常勤又は非常勤

特記事項				
届出年月日			届出等記載事項	確認印

申請者が条例第5条第1項第1号から第10号までに該当していないことの誓約

誓　約　書

浄化槽保守点検業登録申請者、その役員及び法定代理人は、福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号から第10号までに該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

申請者　　印

福岡県　　保健福祉環境事務所長　殿

※　業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第三号の二を次のように改める。

様式第３号の２（第３条の２関係）

（表）

浄化槽保守点検業者登録簿

ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ	氏名又は名称

第１見出塗色　ア列青　イ列黄　ウ列赤　エ列緑　オ列黒　　登録有効期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

登録番号	第　　号	登録年月日	年　　月　　日
氏名又は名称		住　　所	電話番号　（　　）　　―
代表者氏名			

役員※の氏名及び役職名

氏　　名	役　職　名	常勤・非常勤	異動年月日	氏　　名	役　職　名	常勤・非常勤	異動年月日
		常・非	｜　｜			常・非	｜　｜
		常・非	｜　｜			常・非	｜　｜
		常・非	｜　｜			常・非	｜　｜
		常・非	｜　｜			常・非	｜　｜
		常・非	｜　｜			常・非	｜　｜
		常・非	｜　｜			常・非	｜　｜
		常・非	｜　｜			常・非	｜　｜
		常・非	｜　｜			常・非	｜　｜
		常・非	｜　｜			常・非	｜　｜

※　業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

（裏）

営業所	
名称	
所在地 電話番号（　　）　－	

浄化槽管理士	
免状交付番号	氏名

営業区域

様式第四号から様式第六号までを次のように改める。

様式第４号(第４条関係)

保健福祉環境事務所収受印	手　数　料			決裁欄	起案年月日		決裁年月日	
	番　号		出納員印					
	領収年月日							
	金　額				登録番号	第　　号		
					登録年月日			

営業区域変更登録申請書

福岡県　　保健福祉環境事務所長　殿

この申請書により、浄化槽保守点検業の営業区域の変更の登録を申請します。

年　　月　　日

申請者	住所 電話番号（　　）　－	登録番号	第　　号	印
	氏名又は名称（フリガナ）	代表者氏名（フリガナ）		

追加する営業区域（市町村名）	営業所		浄化槽管理士		浄化槽清掃業者	
	名　称	所在地（電話番号）	氏　名	免状交付番号	氏名又は名称	営業所の所在地

注1　営業所は追加するすべての営業所について記載することとし、「追加する営業区域」欄、「営業所」欄、「浄化槽管理士」欄及び「浄化槽清掃業者」欄は各々対応させて記載すること。

2　「浄化槽管理士」欄は、営業区域ごとに専任の浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号を記載すること。

3　「浄化槽清掃業者」欄は、業務に関する提携をしている又はする予定の現に業を営んでいる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載すること。

(添付書類)

1　新たに営業所を設ける場合にあっては、様式第１号（その3）及び営業所付近の見取図

2　浄化槽管理士の住民票の写し及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し

3　浄化槽清掃業者との業務に関する提携を証する書類

様式第５号（第５条関係）

登録事項変更届出書

福岡県　　保健福祉環境事務所長　殿

年　　月　　日

届出者　住　　所

氏名又は名称　　印

（フリガナ） 氏名又は名称			
住　　所			
（フリガナ） 代表者氏名			
登録番号	第　　号		
登録年月日	年　　月　　日		
変更に係る事項	変　更　後	変　更　前	変更年月日

注１　申請者（法定代理人を含み、申請者又は法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）の氏名又は住所（法人にあつては名称、住所又は代表者）の変更のときは、以下の書類を添付すること。

(1) 申請者（法定代理人）が個人である場合であつてその氏名若しくは住所を変更するとき、又は法定代理人が法人である場合であつてその役員の氏名若しくは住所を変更するときは、住民票の写し

(2) 法定代理人が法人である場合であつてその名称又は住所を変更するときは、登記事項証明書

(3) 法定代理人が法人である場合であつてその役員を変更するときは、登記事項証明書並びに新たに役員となつた者に係る住民票の写し、登録申請者略歴書（様式第２号）及び誓約書（様式第６号）

(4) 法定代理人を変更する場合は、第３条第２項第２号に掲げる書類及び誓約書（新たに法定代理人になつた者が法人である場合は、その役員の誓約書を含む。）

(5) 申請者が法人である場合であつてその名称又は住所を変更するときは、登記事項証明書

２　営業所の所在地の変更の場合は、営業所付近の見取図を添付すること。

３　法人の役員の変更の場合は、登記事項証明書並びに新たに役員となつた者に係る住民票の写し、登録申請者略歴書及び誓約書を添付すること。

４　浄化槽管理士の変更の場合は、新たに浄化槽管理士となつた者に係る浄化槽管理士免状の写し及び住民票の写しを添付すること。

様式第６号（第５条関係）

誓　　約　　書

私は、福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第５条第１項第１号から第９号に該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

役員・法定代理人住所

氏　名　　印

福岡県　　保健福祉環境事務所長　殿

注　「役員・法定代理人」については不要のものを消すこと。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

告　示

福岡県告示第三百七十六号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定（昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

福岡県知事　小　川　洋

第一号の三を次のように改める。

1の3　削除

第六号を次のように改める。

6　削除

訓　令

福岡県訓令第二号

福岡県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

福岡県知事　小　川　洋

福岡県官報報告規程の一部を改正する訓令

福岡県官報報告規程（昭和四十四年九月福岡県訓令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条第一項中「三部（義務を課し、又は権利を制限する条例にあつては四部）」を「四部」に改め、同条第二項中「タイプライターをもつて正確明りよう」を「正確かつ明瞭」に、「これをもつて」を「これをもって」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「第十六号」を「第十一号」に、「二部（義務を課し、又は権利を制限する条例にあつては三部）」を「三部」に、「総務大臣官房総務課」を「総務省大臣官房総務課長」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

1　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十四条第二項に規定する条例 地方自治法第十四条第二項に規定する条例の制定又は改廃（ただし、条例の制定又は改廃が全国的にも影響するところが大きく、特に掲載の必要があるものに限る。）	様式第一号
2　地方税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあった場合又はその不服申立てに対する決定若しくは裁決をした場合のその要旨（市町村（北九州市及び福岡市を除く。）に係るものを含む。）	様式第二号
3　選挙 知事の選挙の結果	様式第三号
4　住民投票 地方自治法第二百六十一条の規定による住民投票の経過及び結果	様式第四号
5　人事異動 一　副知事 二　企業管理者、会計管理者及び知事部局本庁の部長 三　議会の議長及び副議長並びに事務局長 四　教育委員会の教育長及び委員 五　公安委員会の委員 六　選挙管理委員会の委員 七　監査委員、人事委員会委員、労働委員会委員及び収用委員会委員並びにこれらの事務局の長	様式第五号 様式第五号 様式第六号又は様式第五号 様式第七号又は様式第九号 様式第七号又は様式第九号 様式第八号 様式第七号若しくは様式第九号又は様式第五号

6　事務所 県及び市町村（北九州市及び福岡市を除く。）の主たる事務所の設置又は変更	様式第十号

様式第一号から様式第十号までを次のように改める。

様式第一号

福　岡　県

地方自治法第十四条第二項に規定する条例

次の条例を制定し、×月×日公布した。

×××××条例（福岡県条例第××号）

（……）

第一条　……

様式第二号

（不服申立てがあった場合）

福　岡　県

地方税

××税について、次のとおり不服申立てがあった。

一　不服申立人の住所及び氏名

二　不服申立てがあった日

三　不服申立ての目的となった処分

四　不服申立ての概要

五　関係地方公共団体名

六　その他必要な事項

（不服申立てに対する決定又は裁決をした場合）

福　岡　県

地方税

×月×日第×号紙に掲載された不服申立てについて、次のとおり決定（裁決）した。

一　不服申立人の住所及び氏名

二　不服申立てがあった日

三　不服申立ての目的となった処分

四　関係地方公共団体名

五　決定（裁決）の日

六　決定（裁決）の内容

七　その他必要な事項

様式第三号

福　岡　県

選挙

×月×日知事の選挙を行った結果、次の者が当選した。

……（……党）（男女）

様式第四号

福　岡　県

住民投票

××年×月×日地方自治法第二百六十一条の規定により行われた投票の経過及び結果は、次のとおりである。

一　経過　……

二　結果　……

有権者数　……

投票者数　……

賛成者数　……

反対者数　……

様式第五号

福　岡　県

新　……　旧　……（……）氏　名

……（……）氏　名

（以上×月×日）

（注）1　発令年月日順に記載することとし（同順に辞職が含まれる場合は辞職を先行させる。）、同一年月日の発令者が二人以上にわたる場合には、発令月日の記載を（以上×月×日）とする（一人の場合は「以上」は記載しない。）こと。

2　職員がその意により退職した場合は、上段の記載を「辞職」とすること。異動事由が任期満了（定年退職・死亡退職）である場合は、上段に「任期満了（定年退職・死亡退職）」と記載すること。

3　旧職が別表第五項各号に掲げる職でない場合は、下段は職員等（旧職が一般企業等の場合は空欄とすること。）とし、（　）を付さずに記載すること。

ただし、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者につ

いては、××事務官又は××技官として（　）を付して記載すること。

4　同じ表現や役職が続く場合は「同」を使用すること。

5　「○○事務取扱」等は掲載しないこと。

6　役職が「○○兼××」等の場合は、○○部分だけを記載し、××部分は削ること。

様式第六号

福　岡　県
議長（副議長）選挙
○○○○議長（副議長）は、×月×日辞職し（、欠員であったところ）、×月×日次の者が選挙された。
議長（副議長）　氏　名

（注）1　（、欠員であったところ）は前任者が辞職し、後任者が選挙されるまで二日以上期間があった場合に記載すること。

2　異動日が同じ月であれば「×月×日辞職し、同月×日」等とすること。また、同日であれば「×月×日辞職し、同日」等とすること。

様式第七号

福　岡　県
××委員会委員（教育委員会教育長・監査委員）任命（選任）
○○○○委員（教育長）は、×月×日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（、欠員であったところ）、×月×日次の者が任命（選任）された。
××委員会委員（教育委員会教育長・監査委員）氏　名

（注）1　（、欠員であったところ）は前任者が退職し、後任者が任命等されるまで二日以上期間があった場合に、（選任）は監査委員及び人事委員会委員の異動の場合に記載すること。

2　異動日が同じ月であれば「×月×日辞職し、同月×日」等とすること。また、同日であれば「×月×日辞職し、同日」等とすること。

3　二名の場合は「○○○○委員及び○○○○委員」と、三名以上の場合は「○○○○委員、○○○○委員及び○○○○委員」等とすること。

様式第八号

福　岡　県
選挙管理委員会委員選挙（補欠）
○○○○委員は、×月×日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）（、欠員であったところ）、×月×日次の者が選挙（補欠）された。
選挙管理委員会委員　氏　名

（注）1　（、欠員であったところ）は前任者が退職し、後任者が選挙等されるまで二日以上期間があった場合に記載すること。

2　異動日が同じ月であれば「×月×日辞職し、同月×日」等とすること。また、同日であれば「×月×日辞職し、同日」等とすること。

3　二名の場合は「○○○○委員及び○○○○委員」と、三名以上の場合は「○○○○委員、○○○○委員及び○○○○委員」等とすること。

4　任期満了する前に選挙が行われた場合は「×月×日任期満了となるため、×月×日次の者が選挙された。」とすること。

様式第九号

福　岡　県
××委員会委員（教育委員会教育長・監査委員）再任
○○○○委員（教育長）は、×月×日再任された。

（注）　二名の場合は「○○○○委員及び○○○○委員」と、三名以上の場合は「○○○委員、○○○○委員及び○○○○委員」等とすること。

様式第十号

福　岡　県
事務所
××年×月×日××を次の位置に設置した（変更した）。
……

（注）　年月日は、事務所の位置を定める（変更する）条例の施行期日によること。

様式第十一号から様式第十五号までを削る。

様式第十六号中「Ｂ５」を「Ａ４」に改め、同様式を様式第十一号とする。

附　則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県訓令第三号

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

福岡県知事　小　川　洋

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程（昭和四十年四月福岡県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の項中「、同法第二十二条の二の規定による宅地建物取引主任者証」を削り、「登録」を「宅地建物取引士登録」に改め、同表の十七の二の項中「宅地建物取引主任者登録の」を「宅地建物取引士登録の」に、「宅地建物取引主任者登録通知書」を「宅地建物取引士登録通知書」に、「宅地建物取引主任者資格登録の」を「宅地建物取引士資格登録の」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に、「県土整備事務所」を「県土整備事務所長」に改め、同表の三十六の二十の項の次に次のように加える。

三十六の二十	福岡県女性相談所長印②	36の21	てん書	方　二〇	1配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第三項及び売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第二項に規定する業務に係る証明書 2配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十四条第二項の規定により裁判所に提出する書面 3刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百九十七条第二項の規定により検察官、検察事務官又は司法警察職員に提出する報告書	女性相談所長

別表第二中

本　庁
出先機関

「

36の11～20
福岡県○○農林事務所長印
○○普及指導センター

」を

「

36の11～20
福岡県○○農林事務所長印
○○普及指導センター

」

に改める。

附　則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県訓令第四号

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

福岡県知事　小　川　洋

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県臨時職員規程（昭和三十五年七月福岡県訓令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「並びに」を「及び」に改め、「及びホ」を削り、同項第二号ホを削る。

第四条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「及びホ」を削る。

別表中

本　庁
出先機関

「

女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から八週間を経過するまでの期間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

」を

「

36の21
福岡県女性相談所長印②

」

に改める。

女性職員が出産した場合	妊娠中、又は産後一年以内の女性職員が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合	出産の日の翌日から八週間を経過するまでの期間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑その他の通勤事情により母体又は胎児の健康保持に影響を受けると認められる場合	妊娠満二十三週までは四週間に一回、妊娠満二十四週から満三十五週までは二週間に一回、妊娠満三十六週から出産までは一週間に一回、産後一年まではその間に一回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、一回につきその都度必要と認められる期間
	妊娠中、又は分べん後一年以内の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難である場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて原則として一時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間
		十四日を超えない範囲内で必要と認められる期間

に改め、

義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった	義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）又は当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日数を合計して得られた日数（当該合計して得られた日数が十日を超える場合にあっては、十日）の範囲内 一　中学校就学の始期に達するまでの子　五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日） 二　前号に掲げる子以外の子　三日（その養育する前号に掲げる子以外の子が二人以上の場合にあっては、六日）
義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった	義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせ、若しくはその子が在籍する保育所、幼稚園若しくは小学校が感染症予防のため閉鎖された場合に当該子の健康を管理することをいう。）又は当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日数を合計して得られた日数（当該合計して得られた日数が十日を超える場合にあっては、十日）の範囲内 一　中学校就学の始期に達するまでの子　五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日） 二　前号に掲げる子以外の子　三日（その養育する前号に掲げる子以外の子が二人以上の場合にあっては、六日）

を

に改める。

附　則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

教育委員会

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第八号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項第二号中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」に改め、同項に次の一号を加える。

三　福岡県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人（以下、「県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人」という。）の理事

第十四条の三第二項に次の一号を加える。

三　県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

第十四条の四第二項に次の一号を加え、同条第三項第二号中「教員」を「教職員」に

改める。

三　県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に福岡県公立学校教職員の表彰に関する規程（福岡県教育委員会教育長訓令第二号）第三条第三号及び第四号の規定による福岡県優秀教員表彰を受けた者に係る第十四条の四第三項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

福岡県教育委員会訓令第一号

本　庁
出先機関

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程（昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

別表中

女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から八週間を経過するまでの期間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から八週間を経過するまでの期間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障が

を

	ないと認めた業務に就く期間を除く。）
妊娠中、又は産後一年以内の女性職員が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満二十三週までは四週間に一回、妊娠満二十四週から満三十五週までは二週間に一回、妊娠満三十六週から出産までは一週間に一回、産後一年まではその間に一回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、一回につきその都度必要と認められる期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑その他の通勤事情により母体又は胎児の健康保持に影響を受けると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて原則として一時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間
妊娠中、又は分べん後一年以内の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難である場合	十四日を超えない範囲内で必要と認められる期間

に改め、

義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）又は当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	一の年において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日数を合計して得られた日数（当該合計して得られた日数が十日を超える場合にあっては、十日）の範囲内の期間 一　中学校就学の始期に達するまでの子　五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日） 二　前号に掲げる子以外の子　三日（その養育する前号に掲げる子以外の子が二人以上の場合にあっては、六日）
義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせ、若しくはその子が在籍	一の年において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日数を合計して得られた日数（当該合計して得られた日数が十日を超える場合にあっては、十日）の範囲内の期間 一　中学校就学の始期に達するまでの子　五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合

を

に改める。

する保育所、幼稚園若しくは小学校が感染症予防のため閉鎖された場合に当該子の健康を管理することをいう。）又は当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	にあっては、十日） 二　前号に掲げる子以外の子　三日（その養育する前号に掲げる子以外の子が二人以上の場合にあっては、六日）

附　則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長　簑　田　孝　行

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の任用に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一福岡県職員採用Ⅰ類試験の項中

行政	他の試験区分の対象とならない事務に従事することを職務とする職
法律	主として法律に関する知識その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
経済	主として経済に関する知識その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
学校事務	県立学校又は市町村立学校（以下「公立学校」という。）において事務に従事することを職務とする職

を

行政	他の試験区分の対象とならない事務に従事することを職務とする職
教育行政	教育委員会事務局、県立学校その他教育委員会の所管に属する教育機関又は市町村立学校（以下「教育委員会事務局等」という。）において事務に従事することを職務とする職

に、

水産	主として水産に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
計量	主として計量に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

を

水産	主として水産に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

に、

栄養士	栄養士の業務に従事することを職務とする職
生活改良普及員	生活改良普及員の業務に従事することを職務とする職

を

栄養士	栄養士の業務に従事することを職務とする職

に、

同表福岡県職員採用Ⅱ類試験の項中

学校事務	公立学校において事務に従事することを職務とする職

を

教育行政	教育委員会事務局等において事務に従事することを職務とする職

に、

同表福岡県職員採用Ⅲ類試験の項中

学校事務	公立学校において事務に従事することを職務とする職

を

教育行政	教育委員会事務局等において事務に従事することを職務とする職

に、

土木	主として土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
建築	主として建築に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
機械	主として機械に関する知識、技術その他の能力を必要とす

	る業務に従事することを職務とする職
電気	主として電気に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
農業土木	主として農業土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
林業	主として林業に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
計量	主として計量に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

を

「土木　主として土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職」に、

同表福岡県警察官C採用試験の項中

「情報工学　主として情報工学に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職」を

「化学　主として化学に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職」

「情報工学　主として情報工学に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職」に改める。

別表第二福岡県職員採用Ⅰ類試験の項及び福岡県職員採用Ⅱ類試験の項中「身体検査」を削り、同表福岡県職員採用Ⅲ類試験の項中「学校事務」を「教育行政」に改め、「建築　機械　電気　農業土木　林業　計量」及び「身体検査」を削り、同表福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験の項中「身体検査」を削る。

別表第四中「、通訳の職、速記の職」及び「、情報処理（甲）の職」を削り、「情報処理（乙）の職」を「情報処理の職」に改め、「、無線従事者の職、研究補助の職」、「、刑事鑑識の職」及び「、術科指導員の職」を削る。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

正　誤

発行年月日	22・4・14						
公報番号	3098 増刊①						
種類	再掲						
同上番号							
ページ	4						
欄	上	○					
	下						
行	後ろから12	後ろから7					
備考	追加	追加					
正	「第一種省エネルギー自動車」という。	「第二種省エネルギー自動車」という。					
誤	「第一種省エネルギー自動車という。	「第二種省エネルギー自動車という。					